平成２７年（フ）第３５０号
茨城県那珂市後台1491番地65
債務者　井上　竜一
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２７号
茨城県水戸市平須町1827番地の55　市営六番池住宅１棟102号
債務者　宮城　四郎
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２８号
茨城県水戸市平須町1827番地55　市営六番池住宅１棟102号
債務者　宮城　洋子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４号
千葉県茂原市七渡2762番地
債務者　中村　明博
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
千葉県木更津市岩根３丁目12番25号　コーポツバキ103
債務者　板屋　俊明
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１４号
富山県南砺市城端2615番地24
債務者　森田　博志
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第７号
長野県東御市和7637番地50
債務者　川又　　幸
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２号
岐阜県羽島郡笠松町田代462番地の１（プチコーポミサ　２ーハ号室）、前住所岐阜市茜部菱野３丁目171番地　（丹羽ビル　203号室）
債務者　杉本　年明
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２６号
岐阜市北一色２丁目５番１ー302号（第１花沢荘）
債務者　渡邊　**亮**一
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２６号
三重県鈴鹿市十宮１丁目14番17号　古里ハイツ希望108、前住所三重県鈴鹿市十宮３丁目４番15号
債務者　福元克之こと　ＦＵＫＵＭＯＴＯ　ＧＩＬＢＥＲＴＯ　ＫＡＴＳＵＹＵＫＩ
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９号
三重県名張市朝日町1244番地４　セジュール・ケイ103号
債務者　有村　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第５号
三重県尾鷲市泉町22番11ー103号
債務者　湯浅和歌美
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第３４４号
滋賀県野洲市菖蒲234番地
債務者　東　　宏典
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
大津市大平１丁目５番26ー401号
債務者　玉置　純一
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０号
大津市際川３丁目13番25号
債務者　雲島　孝行
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
大津市膳所１丁目21番21ー103号
債務者　難波　仁美（旧姓木阪）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３号
滋賀県草津市渋川２丁目６ー24グランドメゾン草津東1101、住民票上の住所大阪府高槻市氷室町２丁目４番２号　エタニティ５　102号
債務者　森　　重之
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大津地方裁判所民事部